

議第10号

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令について

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定めるものとする。

平成30年3月19日提出

岐阜県教育委員会
教育長 松川禮子

(提案理由)

教育管理課及び西濃高等特別支援学校の設置に伴い、公文書記号を新たに定めるため。

<関連法令>

○教育長に対する権限の委任等に関する規則

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。)の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に關すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令の概要

1 改正の前提となる事実

教育管理課、西濃高等特別支援学校の設置に伴い、文書の記号を追加するもの。

2 施行日

平成30年4月1日施行

3 改正の内容

教育管理課及び西濃高等特別支援学校の文書の記号を次のとおり別表に追加する。

教育管理課は「教管」

西濃高等特別支援学校は「西高特」

岐阜県教育委員会訓令甲第 号

事務局一般

各県立学校

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 豊子

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会公文書規程（昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表中教育総務課の項の次に次のように加える。

教	育	管	理	課	教	管
---	---	---	---	---	---	---

別表中大臣特別支援学校の項の次に次のように加える。

西	濃	高	等	特	別	支	援	学	校	西	高	特
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会公文書規程（昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）新旧対照表

(新)

(旧)

目次 略

第一章から第四章まで 略

目次 略

第一章から第四章まで 略

別表（第八条関係）

公文書記号表

課・現地機関等の名称				記	号
教	育	総務	課	教	教
育	管	理	課	課	記
大垣特別支援学校	西濃高等特別支援学校	海津特別支援学校	海	大	
特	高	特		特	
西	西				

別記第一号様式から第七号様式まで

略

別表（第八条関係）

公文書記号表

課・現地機関等の名称				記	号
教	育	総務	課	教	記
育	管	理	課	課	号
大垣特別支援学校	西濃高等特別支援学校	海津特別支援学校	海	大	
特	高	特		特	
西	西				

別記第一号様式から第七号様式まで

略